

埼玉県農地中間管理事業の推進に関する基本方針

令和6年3月1日
埼玉県

1 趣 旨

本県の農用地は、各地域における農業生産の基盤であり、食料供給基地として県民生活を支える重要な資源でもあることから、この農用地を確保し、有効利用を図っていくことが重要である。

このため、農地中間管理事業の活用により、効率的かつ安定的な農業経営を営む農業経営体（以下、「担い手」という。）への農用地の集積・集約化を加速し、農用地利用の一層の効率化及び高度化を図ることとする。

本方針は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第3条に基づき、農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向等について定めるものである。

2 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

(1) 担い手への農用地の集積・集約化と遊休農地の発生防止・解消を進める中核的な事業体に、農地中間管理機構（以下、「機構」という。）を位置づけ、関係機関と連携して、その機能を最大限に活用する。

(2) 農地中間管理事業は、基盤整備が必要な地区や効率的・効果的な農業経営の実現が必要な地区など、農用地の集積・集約化の機運の高い地区において重点的に推進することとし、地域農業経営基盤強化促進計画（以下、「地域計画」という。）の策定に向けた取組や基盤整備の推進と連動させて推進する。

なお、地域計画を策定し、公告した区域においては、当該計画の実現に向けて、農地中間管理事業による貸借を基本として取り組む。

3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

担い手が利用する農用地の面積の目標を、以下のとおり定める。

項 目	現状値 (令和4年度)	概ね10年後 (令和15年度)
耕地面積 (①)	71,665 ha	66,847 ha
うち担い手が利用する耕地面積 (②)	23,828 ha	37,434 ha
担い手が地域における農用地の利用に占める面積のシェア (②/①)	33 %	56 %

※目標面積は埼玉県が作成した農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に基づき設定

4 農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整やほ場整備等を行い、農地中間管理事業を軸としながら、県、機構、市町村、農業委員会、農業協同組合（以下、「JA」という。）、土地改良区等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図る。

5 関係機関・団体の連携及び農地中間管理事業の実施方法

- (1) 県及び機構が中心となって、一般社団法人埼玉県農業会議、埼玉県農業協同組合中央会、埼玉県土地改良事業団体連合会のほか、関係機関・団体からなる連携会議を設け、密接な連携の下に農地中間管理事業を推進する。
- (2) 機構は、農用地の集積・集約化に向け、地域の特性に応じて、県、市町村、農業委員会、JA、土地改良区等と一体となって推進する。
- (3) 機構は、県が認可した農地中間管理事業規程に基づいて、農地中間管理事業を実施することとする。
- (4) 機構は、市町村(農業委員会を含む)に対して、農地中間管理事業に関する相談窓口業務、農地中間管理事業による賃貸借等の契約上、必要な申請書類の作成、農用地利用集積等促進計画案の作成等を、委託することを基本とする。

ただし、機構と市町村が協議を行った上で、委託された業務を適切に行えると認められる場合には、当該市町村の区域の全部又は一部を事業区域とするJA、土地改良区その他の民間団体等に委託することができるものとする。

6 農地中間管理事業に関する啓発普及

- (1) 県、機構、市町村、農業委員会、JA、土地改良区等は、農地中間管理事業及び関連施策の内容及び実施方法等について、地域の農用地の所有者及び耕作者に積極的に周知を図るものとする。
- (2) 市町村は、地域計画の策定及び実現に向けた取組を実施する際には、農地中間管理事業の活用が基本となることを、地域の農用地の所有者及び耕作者に周知徹底する。